

# 麴町法人会税務研修会法人税中級編

## ～法人税申告書別表の記載の仕方第4回～



第4回は、

- ・ 同族会社等の判定（別表二）
  - ・ 欠損金の控除（別表七(一)）
  - ・ 欠損金の繰戻し（還付請求書）
  - ・ 外国税額控除の計算  
（別表六(二)・付表一・(二の二)・(四)）
- について確認します。

(注) 当研修会の説明は、令和6年度税制改正までの情報に基づいて作成しています。



# 目次

導入	2
同族会社等の判定	3～6
青色欠損金の控除	7～9
欠損金の繰戻しによる法人税の還付	10～11
外国税額控除の計算	12～21

# 導入 (各項目の別表一及び四への波及について)

令和 年 月 日	税務署長 印	青色申告 一連番号	整理番号	整理年度	売上金額	申告年月日	通商日印	課税区分	法人税
納税地	電話( ) -	整理番号	整理番号	申告年月日	申告年月日	申告年月日	申告年月日	申告年月日	申告年月日
フリガナ	法人区分	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度
法人名	事業種目	事業種目	事業種目	事業種目	事業種目	事業種目	事業種目	事業種目	事業種目
法人番号	同非区分	同非区分	同非区分	同非区分	同非区分	同非区分	同非区分	同非区分	同非区分
フリガナ	旧納税地及び	旧納税地及び	旧納税地及び	旧納税地及び	旧納税地及び	旧納税地及び	旧納税地及び	旧納税地及び	旧納税地及び
代表者	旧法人名等	旧法人名等	旧法人名等	旧法人名等	旧法人名等	旧法人名等	旧法人名等	旧法人名等	旧法人名等
代表者住所	添付書類	添付書類	添付書類	添付書類	添付書類	添付書類	添付書類	添付書類	添付書類

令和 年 月 日	事業年度分の法人税 申告書	令和 年 月 日	課税事業年度分の地方法人税 申告書
令和 年 月 日	申告書	令和 年 月 日	申告書

所得金額又は欠損金額 (別表四(5)の(1))	1	1740000
法人税 (48) + (49) + (50)	2	
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「5」)	3	
税額控除超過額相当額等の加算額	4	
課税土地譲渡利益金額 (別表七(一)「1」)	5	0000
同上に対する税額 (62) + (63) + (64)	6	
留保金 (別表三(一)「4」)	7	0000
同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	8	0000
控除税額 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9	
法人税額 (別表三(一)「10」)	10	
仮表計算に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (別表三(一)「11」)	11	
導引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	12	0000
中間申告分の法人税額 (14)	14	0000
差引額 (中間申告の場ではその法人税額を指し、(14) - (15)のときは(14) + (15)の合計)	15	0000
課税標準 (別表七(一)「1」)	28	
課税標準 (別表七(一)「1」)	29	
課税標準 (別表七(一)「1」)	30	
課税標準 (別表七(一)「1」)	31	
課税標準 (別表七(一)「1」)	32	
課税標準 (別表七(一)「1」)	33	
所得地方法人税額 (31) + (32) + (33)	34	0000
課税標準 (別表七(一)「1」)	35	
課税標準 (別表七(一)「1」)	36	
課税標準 (別表七(一)「1」)	37	
課税標準 (別表七(一)「1」)	38	
課税標準 (別表七(一)「1」)	39	
課税標準 (別表七(一)「1」)	40	

別表一 各事業年度の所得に係る申告書・内国法人の... 令六・四・一以後終了事業年度分

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)	事業年度	法人名	
区分	総額	留保	社外流出
当期利益又は当期欠損の額	1		
損金控除をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2		
損金控除をした道府県民税及び市町村民税	3		
損金控除をした納税充当金	4		
損金控除をした附帯税(別子税を除く。)	5		
減価償却の償却超過額	6		
役員給与の損金不算入額	7		
交際費等の損金不算入額	8		
通算法人に係る加算額 (別表四(表「5」))	9		
小計	11		
減価償却超過額の当期控除額	12		
納税充当金から支出した事業税等の金額	13		
受取配当等の益金不算入額 (別表七(二)の(1)「3」)	14		
外国子会社から受け取る剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「28」)	15		
受贈益の益金不算入額	16		
適格現物分配に係る益金不算入額	17		
法人税等の中間納付額及び過納額に係る中間納付額等	18		
前年度課税標準及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19		
通算法人に係る加算額 (別表四(表「10」))	20		
小計	22		
戻 (1) + (11) - (22)	23		
対象控除支払利子等の損金不算入額	24		
超過租子等の損金不算入額 (別表七(二)の(3)「10」)	25		
寄附金の損金不算入額 (別表七(二)「24」又は「49」)	26		
法人税額から控除される所得税額 (別表六(二)の(1)「7」)	29		
税額控除の対象となる外国法人税の戻 (別表六(二)の(1)「7」)	30	2,820,000	2,820,000
分配控除額(別表七(一)「1」)	31		
中間申告における繰戻しによる還付に係る損失金額(別表七(一)「1」)	34		
前年度課税標準及び欠損金の繰戻しによる還付に係る損失金額(別表七(一)「1」)	37		
更年欠損金は民事再生等破産等が行われる場合の所得控除額(別表七(一)「1」)	40		
通算対象欠損金額の損金不算入額又は通算対象所得金額の益金不算入額(別表七(一)「1」又は「11」)	41		
大損金等の当期控除額 (別表七(一)「1」)	43	500,000	
大損金等の当期控除額 (別表七(一)「1」)	44	500,000	500,000
所得金額又は欠損金額	52		

別表四(簡易様式) 令六・四・一以後終了事業年度分

【外税】  
控除対象外国法人税のうち、当期に外国税額控除の適用を受けることとなる金額を記載します。

【欠損】  
欠損金等のうち、当期に所得金額から控除することとなる金額及び翌期以降に繰り越す欠損金額を記載します。

【同族】  
特定同族会社に該当し、留保金額に対する税額が発生する場合に記載します。

【外税】  
税額控除の対象となる外国法人税の額は、損金不算入となるため、加算します。

【欠損】  
別表七(一)1欄の控除前所得金額へ転記します。

【欠損】  
44欄において所得金額から減算することとなります。

# 同族会社等の判定（判定の必要性・目的）

## 同族会社の判定が必要な理由

少数の出資者が、資本の多くの部分を保有している会社であれば、少数の出資者の個人的意思でその会社を支配できることから、例えば役員に対する臨時的な給与は損金の額に算入されないという取扱いに対して、実質的には役員である者を使用人とするなどの方法で、会社と役員を通じた全体の租税負担の不当な軽減を図ることが可能となります。

そこで、法人税法では、株主等の3人以下とこれらの株主等と特殊の関係にある個人及び法人がその会社の発行済株式の総数又は出資金額の合計額の50%超を保有している会社を「同族会社」とし、非同族会社と区別して特別の規定を設けています。

## 同族会社等の判定により課税標準又は税額に影響を与える規定について

- ・ 特定同族会社の留保金課税  
特定同族会社に該当し、留保金課税の対象となる場合、別表三(一)及び別表三(一)付表一を添付する必要があります。
- ・ 同族会社の行為計算否認  
同族会社等の一定の法人の行為又は計算で、これを認容した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができることとされています。
- ・ 使用人兼務役員とされない同族会社の特定役員（第2回スライド11参照）

## 別表二の作成目的

別表二は、会社（投資法人を含みます。）が同族会社に該当するかどうか及び特定同族会社に該当するかどうかを判定する場合に記載します。

なお、「会社」以外の法人は、記入する必要はありません。

また、この明細書は、期末の現況によって記載します。

# 別表二 同族会社等の判定に関する明細書（作成のしかた）

同族会社等の判定に関する明細書		事業年度	法人名	別表二 令六・四・一以後終了事業年度分
期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1	5,000株 80,000株	(21)の上位1順位の株式数又は出資の金額	11
(19)と(21)の上位3順位の株式数又は出資の金額	2	65,400株	株式数等による判定 (11) (1)	12
株式数等による判定	3	87.2%	(22)の上位1順位の議決権の数	13
期末現在の議決権の総数	4	内	議決権の数による判定 (13) (4)	14
(20)と(22)の上位3順位の議決権の数	5		(21)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数	15
議決権の数による判定	6		社員の数による判定 (15) (7)	16
期末現在の社員の総数	7		特定同族会社の判定割合 (12)、(14)又は(16)のうち最も高い割合	17
社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数	8		判定結果	18
社員の数による判定	9		同族会社	
同族会社の判定割合 (3)、(6)又は(9)のうち最も高い割合	10	87.2%	非同族会社	

順位	判定基準となる株主（社員）及び同族関係者	判定基準となる株主等との続柄	株式数又は出資の金額等			
			被支配会社でない法人株主等 株式数又は出資の金額	議決権の数	株式数又は出資の金額	議決権の数
株式数等	住所又は所在地	氏名又は法人名	19	20	21	22
1	文京区春日●-●-●	九段 一郎	本人		38,600	
	"	九段 太郎	長男			
2	神田三崎▲-▲-▲	大手町 花子	本人		17,000	
3	小金井市貫井北町■-■	百瀬 直	本人		9,800	

## 作成のしかた

この明細書は、まず、**下段**の「判定基準となる株式数等の明細」の各欄を記入し、次に、上段の1欄から18欄の各欄を記載します。

**4欄、5欄、6欄、13欄、14欄、20欄、22欄**の各欄は、その会社が種類株式を発行していない場合には記入する必要はありません。

その会社が種類株式を発行している場合は、その会社が発行している種類株式のうち議決権を行使することができない株主等が有するその議決権（行使不可能議決権）の数がある場合には、記入する必要がありますので、ご注意ください。

## 株主等の状況

株主名	持株数
九段一郎	22,000
大手町花子	17,000
九段太郎	16,600
百瀬直	9,800
木村一郎 （自己株式）	5,000
中山満	1,600
川上次郎	1,600
合計	80,000

(単位：円)

資本金	40,000,000
.....	
自己株式	△2,500,000

(注) 九段太郎は、九段一郎の長男です。なお、他の株主は、お互いに同族関係はないものとしてします。

# 別表二 同族会社等の判定に関する明細書（記載要領）

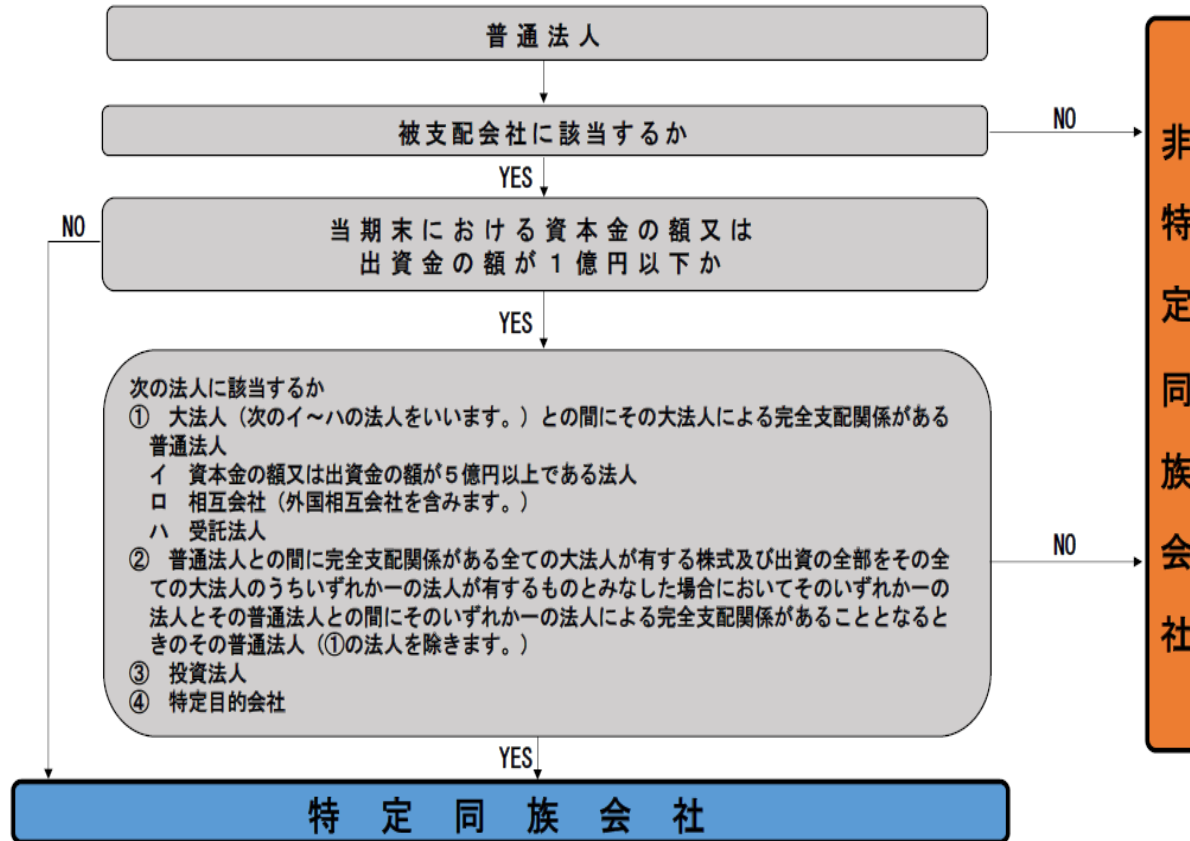
同族会社等の判定に関する明細書				事業年度	R6・1・1 R6・12・31	法人名	麹町商事㈱		
同族会社等の判定	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1	内 5,000株 80,000株	特 定 同 族 会 社 の 判 定	R6・1・1 R6・12・31	麹町商事㈱	(21)の上位1順位の株式数又は出資の金額	11	%
	(19)と(21)の上位3順位の株式数又は出資の金額	2	65,400株				株式数等による判定 (11) (1)	12	
	株式数等による判定 (2) (1)	3	87.2				(22)の上位1順位の議決権の数	13	
	期末現在の議決権の総数	4	内				議決権の数による判定 (13) (4)	14	
	(20)と(22)の上位3順位の議決権の数	5					(21)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数	15	
	議決権の数による判定 (5) (4)	6					社員の数による判定 (15) (7)	16	
	期末現在の社員の総数	7					特定同族会社の判定割合 (12)、(14)又は(16)のうち最も高い割合	17	
	社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数	8					判定結果	18	
	社員の数による判定 (8) (7)	9					同族会社 非同族会社		
	同族会社の判定割合 (3)、(6)又は(9)のうち最も高い割合	10	87.2%						
判定基準となる株主等の株式数等の明細									
順位	判定基準となる株主（社員）及び同族関係者		判定基準となる株主等との続柄	株式数又は出資の金額等					
	住所又は所在地	氏名又は法人名		被支配会社でない法人株主等 株式数又は出資の金額	議決権の数	その他の株主等 株式数又は出資の金額	議決権の数		
株式数等	議決権数			19	20	21	22		
1		文京区春日 ●-●-●	九段 一郎	本人		38,600			
		"	九段 太郎	長男					
2		神田三崎 ▲-▲-▲	大手町 花子	本人		17,000			
3		小金井市貫井北町 ■-■	百瀬 直	本人		9,800			

別表二 令六・四・一以後終了事業年度分

(下段) 判定基準となる株主等の株式数等の明細	<ul style="list-style-type: none"> <li>その会社の株主（又は社員）の一人及びその同族関係者（以下「株主グループ」といいます。）の所有する株式数又は出資の金額の合計が最も多いものから順に右側の21欄又は22欄に記入された株主グループが3つになるまで記入します。</li> <li>なお、その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社は判定基準となる株主（又は社員）に含まれません。</li> <li>「被支配会社でない法人株主等」の各欄には、「判定基準となる株主（社員）及び同族関係者」に記載された株主（又は社員）が非同族会社である場合又は特定同族会社に該当しない同族会社である場合（被支配会社に該当し、かつ、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であること及び清算中であることにより特定同族会社に該当しないこととされる場合を除きます。）に、その株主（又は社員）が所有する株式数又は出資の金額等を記載します。</li> </ul>
1欄	内書にはその自己の株式の数又は出資の金額を記入します。この場合において、3欄及び12欄の記入にあたっては、その内書きした数又は金額を分母の数又は金額から控除して計算します。
2欄	下段の19欄と21欄に記入された上位第3順位までの株主グループの株式数又は出資の金額の合計を記入します。
4～6欄	その会社が種類株式を発行している場合において、これらの各欄に記入すべき総数、数及び割合（以下「判定割合」といいます。）は、その議決権に係る判定割合のうち最も高い割合の計算の基礎となった議決権の総数、数及び判定割合を記入します。
7,8,9,15,16欄	その会社が合名会社、合資会社又は合同会社である場合に限り、使用します。
11～17欄	次のいずれかに該当する場合は記載する必要はありません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である場合（投資法人等の一定の法人を除きます。）</li> <li>清算中である場合</li> </ul>
18欄	該当するものを○で囲んで表示します。判定は、次のようになります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>17欄が50%超…特定同族会社</li> <li>17欄が50%以下（記入する必要が無い場合を含みます。）で10欄が50%超…同族会社</li> <li>10欄が50%以下…非同族会社</li> </ul>

# (参考) 特定同族会社の判定について

⇒ 特定同族会社に該当するかどうかは、次により判定することができます(法67①②)。



(注) 1 適用除外事業者の判定は必要ありません。

2 被支配会社とは、会社(投資法人を含みます。)の株主等(その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除きます。)の1人並びにこれと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資(その会社が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合等におけるその会社をいいます(法67②、令139の7)。

なお、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主等のうちに被支配会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主等から除外して判定しても被支配会社に該当するものをいいます(法67①)。

# 青色欠損金の繰越控除について

青色申告法人には、欠損金の繰越控除と欠損金の繰戻しによる還付の制度が設けられています。

## 1 青色欠損金の繰越し

各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度で青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額（欠損金の繰戻しによる還付の基礎とされた金額を除きます。）がある場合には、各事業年度の所得の金額の計算上その欠損金額に相当する金額が損金の額に算入されます。ただし、中小法人等(次スライド)以外の法人は、各事業年度の所得の金額の50%に相当する金額（注）が限度となります。

要件	<ul style="list-style-type: none"><li>① その事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度の欠損金であること</li><li>② 欠損金の生じた事業年度において青色申告書である確定申告書を提出していること</li><li>③ 欠損金の生じた事業年度以降連続して確定申告書を提出していること</li><li>④ 欠損金の生じた事務年度に係る帳簿書類を保存していること</li><li>⑤ 欠損金の控除は古い年度から順次行うこと</li></ul>
----	--

(注) 平成27年度及び平成28年度の税制改正において控除限度額について、次のとおり、段階的に引き下げることとされました。

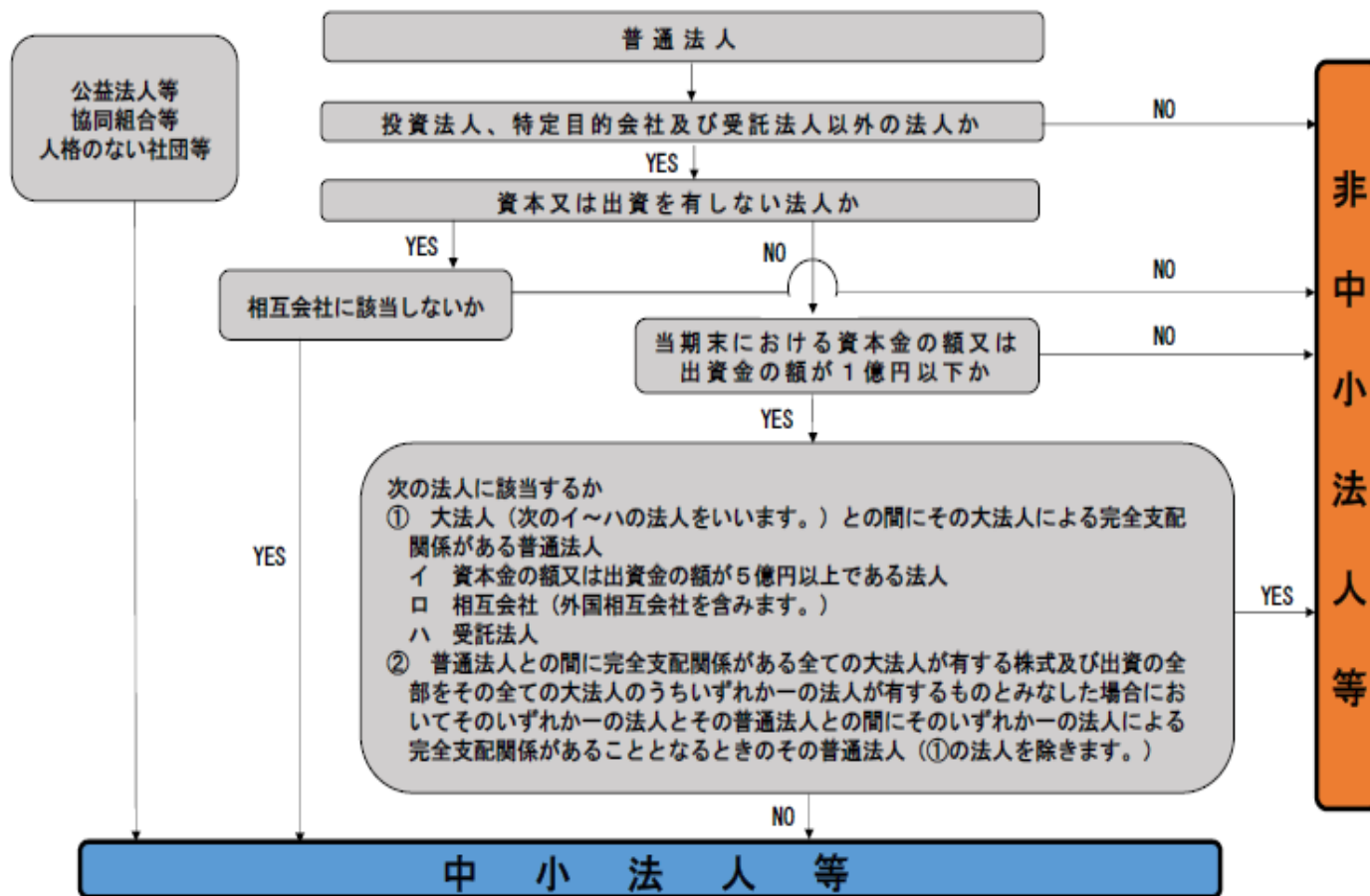
繰越控除をする事業年度	控除限度額
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	所得の金額の65%
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	所得の金額の60%
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度	所得の金額の55%
平成30年4月1日以後に開始する事業年度	所得の金額の50%



# 青色欠損金の繰越しと繰戻し（中小法人等の判定）

中小法人等に該当する場合、欠損金額の控除限度額は控除前所得金額となります（法57⑪）。

⇒ 中小法人等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



(注) 1 適用除外事業者の判定は必要ありません。

2 一定の要件を満たす投資法人及び一定の要件を満たす特定目的会社については、欠損金額の控除限度額は控除前所得金額となります（法57⑪、措置法67の14①②、67の15①②）。

# 別表七(一) 欠損金の損金算入等 (記載要領)

欠損金の損金算入等に関する明細書		事業年度	R6・1・1 R6・12・31	法人名	趣向商事㈱
控除前所得金額 (別表四「43の①」)	1	500,000	損金算入限度額 (1) × $\frac{100}{100}$	2	500,000
事業年度	区分	控除未済欠損金額	当期控除額 <small>(注) 前期繰越欠損金の(3)と(4)の合計額のうち少ない金額</small>	翌期繰越額 <small>(3)-(4)又は(別表七(四)「15」)</small>	
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	3	4	5	
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				円
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
H30・1・1 H30・12・31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	100,000	100,000		
H31・1・1 R1・12・31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	700,000	400,000	300,000	
R2・1・1 R2・12・31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
R3・1・1 R3・12・31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	200,000		200,000	
R4・1・1 R4・12・31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
R5・1・1 R5・12・31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	300,000		300,000	
	計	1,300,000	500,000	800,000	
当欠損金 (別表四「52の①」)	額		欠損金の繰戻し額		
期上のうち	青色欠損金額				
分	災害損失欠損金額 <small>(16の③)</small>				
	合計				800,000

別表七(一) 令六・四・一以後終了事業年度分

1 欄	別表四の43欄の総額①から転記します。
2 欄	損金算入限度額を計算します。中小法人等は控除前所得金額が損金算入限度額(100%控除)となるため、「50又は」の記載を消します。
3 欄	欠損金の生じた各事業年度の控除未済欠損金額を記載します。原則として、前事業年度の別表七(一)の翌期繰越額5欄をそのまま転記することとなります。
4 欄	前期以前から繰り越してきた欠損金のうち、当期に控除する金額を記載します。古い年度から順次行い、損金算入限度額に達するまでの金額を控除します。
5 欄	欠損金の生じた各事業年度の翌期繰越欠損金額(3欄-4欄)を記載します。5欄の合計は別表一の27欄に転記します。

災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額等の計算			
災害の種類	欄	卸資産	固定資産 <small>(固定資産に等する繰越資産を含む。)</small>
災害を受けた資産の別		①	②
当期の欠損金額 (別表四「52の①」)	6		
災害により生じた損失の額	7	円	円
被る資産の原状回復のための費用等に係る損失の額	8		
被害の拡大又は発生を防止のための費用に係る損失の額	9		
計 (7)+(8)+(9)	10		
保険金又は損害賠償金等の額	11		
差引災害により生じた損失の額 (10)-(11)	12		
同上のうち所得税額の課税又は欠損金の繰戻し対象となる災害損失金額	13		
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額	14		
繰戻し対象となる災害損失欠損金額 <small>(16の③)と(13の③)-(14の③)のうち少ない金額</small>	15		
繰越控除の対象となる欠損金額 <small>(16の③)と(12の③)-(14の③)のうち少ない金額</small>	16		

6~16欄	<p><b>災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額等の計算</b></p> <p>青色申告書を提出していない法人であっても、災害により生じた損失に係る欠損金額(別表七(一)下段)及び会社更正等による債務免除等があった場合の欠損金額(別表七(三))について、その金額を損金の額に算入する制度が設けられています。</p> <p>災害により生じた損失に係る欠損金額については、各事業年度開始の日前10年以内に開始した青色申告書を提出しなかった事業年度に生じた欠損金額のうち、災害損失金額に相当する部分の金額は、損金の額に算入することとされています。</p> <p>ただし、欠損金額の生じた事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正の請求書に災害損失金額の計算に関する明細を記載した書類(この別表)の添付がない場合には、その事業年度の災害損失金額はない(損金の額に算入されない)ものとされます。</p>
-------	---

# 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付

## 2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付

欠損金の繰戻しによる還付制度とは、青色申告書である確定申告書を提出する法人が、各事業年度において欠損が生じた場合において、その欠損金をその欠損が生じた事業年度（欠損事業年度）開始の日前1年以内に開始した事業年度（還付所得事業年度）の所得に繰戻し、その事業年度の所得に対する法人税額の全部又は一部を還付請求することができる制度です。

この欠損金の繰戻しにより還付請求できる金額は、次の算式により計算される金額となります。

算式	$\text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{欠損事業年度の欠損金額 (注)}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}} = \text{還付請求できる金額}$
----	--

(注) 分母の金額が限度とされます。

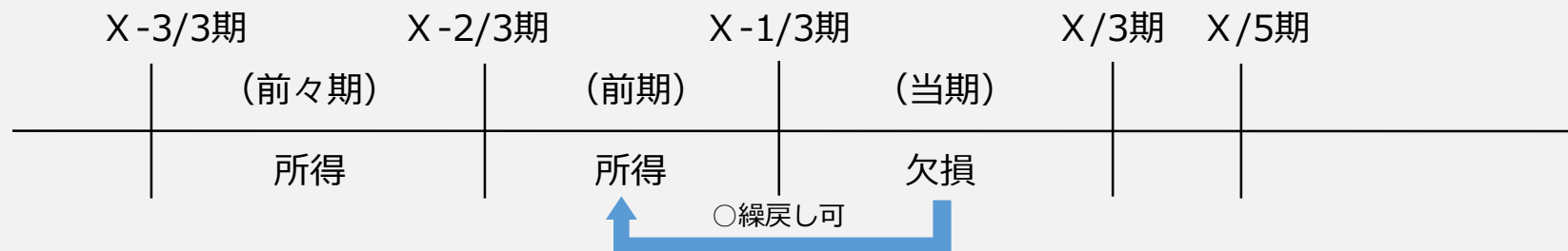
通常の事業年度（解散等の事実が生じた事業年度以外）の場合の要件等

還付所得事業年度の範囲

欠損金の繰戻しは、各事業年度に欠損が生じた場合において、その欠損金をその欠損が生じた事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度の所得に繰戻して行うことができます。

したがって、原則として、当期に欠損金が生じた場合において、前期に所得（法人税額）が生じていた場合に還付請求することができます。

★ 繰戻しのイメージ（当期がX年3月期である場合）



○ 当期の欠損を、当期の事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度である前期の所得に繰戻すことができます。

# 欠損金の繰戻しによる還付請求書

欠損金の繰戻しによる還付請求書		※整理番号		
令和 年 月 日		〒 千代田区九段北 ●●●●		
納税地	〒 千代田区九段北 ●●●●	電話( ) -		
(フリガナ)	クダンシヨウジ			
法人名等	九段商事(株)			
法人番号				
(フリガナ)				
代表者氏名	九段一郎			
代表者住所	〒 千代田区九段南 ●●●●			
事業種目	●●業			
法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記				
欠損事業年度	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日	還付所得事業年度		
区 分		自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日		
欠損事業年度の欠損金額	欠 損 金 額 (1) 2,000,000 円	請求金額		
還付所得事業年度の所得金額	同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額 (2) 2,000,000 円	※金額		
還付所得事業年度の法人税額	還付所得事業年度の所得金額 (3) 5,000,000 円	円		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額 (4)			
	差引所得金額((3)-(4)) (5) 5,000,000 円			
	納付の確定した法人税額 (6) 300,000 円			
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)			
	控 除 税 額 (8)			
	使 途 秘 匿 金 額 に対する 税 額 (9) 00 円			
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)			
	税額控除超過額相当額等の加算額 (11)			
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12) 300,000 円			
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)			
	差引法人税額((12)-(13)) (14) 300,000 円			
	還付金額((14)×(2)/(5)) (15) 120,000 円			
	請求期限		令和 7 年 6 月 2 日	確定申告書提出年月日
	還付を受けようとする金融機関等		1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 ●●銀行 ●●本店・支店 ●●金庫・組合 ●●出張所 ●●漁協・農協 ●●本所・支所 ●●預金 口座番号 ●●●●●●●●	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 ●●●●●●●●
3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 ●●●●●●●●				
この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。				
1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類				
2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類				
3 特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し				
税 理 士 署 名				
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期		
業 種 番 号	番 号	整 理 簿		
備 考	通 信 日 付 印	年 月 日 確 認		
(令和4年4月1日以後開始事業年度分)				

## 欠損金の繰戻しによる還付請求書の提出の要件

欠損金の繰戻しによる還付請求は、左の還付請求書を納税地の所轄税務署長に提出して行いますが、次の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して青色申告書である確定申告書を提出していること。
- ② 欠損事業年度の確定申告書を青色申告書により期限内に提出していること。
- ③ ②の青色申告書と同時に左の還付請求書を提出していること。

なお、還付請求書を期限後申告書と同時に提出した場合又は還付請求書だけを期限後に提出した場合であっても、そのことにやむを得ない事情があると認められるときは、その還付請求は認められます。

この欄は、記載しないでください(税務署側で使用します)。

(前期)	(当期)
所得500万円	欠損 ▲200万円

### 別表七(一) 抜粋

計	7,000,000		
当 欠 損 金 (別表四「52の①」) 額	2,000,000	欠損金の繰戻し額	
期 上 の 青 色 欠 損 金 額	9,000,000	2,000,000	7,000,000
分 同 上 の 災 害 損 失 欠 損 金 額 (16の③)			
合 計			7,000,000

# 外国税額控除の計算（制度の目的等）

## 1 外国税額控除の目的

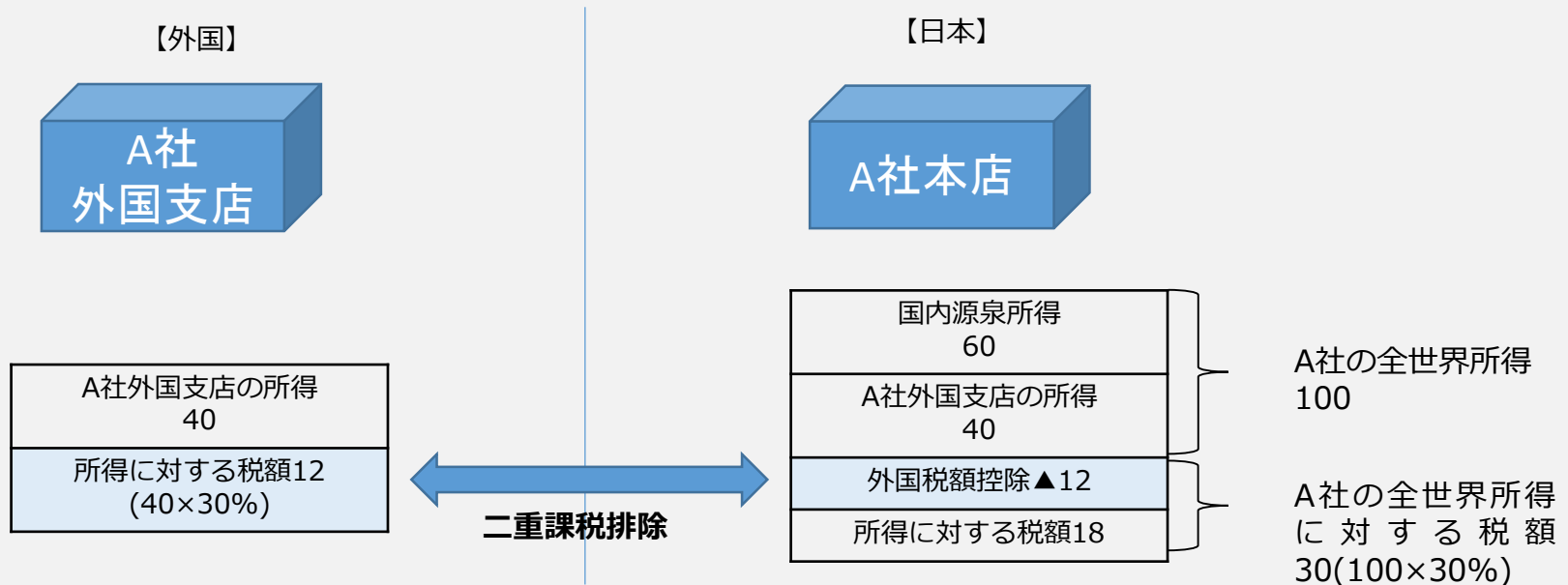
我が国の法人税法は、内国法人について、稼得する所得の源泉地が国内であるか国外であるかを問わず、全ての所得（全世界所得）に対して課税することとしています。

一方、内国法人が外国の支店で稼得する所得や外国法人から受ける配当等に対しては、一般的に外国の法令により、課税されます（租税条約の規定や外国の法令により課税されないケースもあります。）。

その結果、内国法人の外国支店の所得や外国法人から受ける配当等に対して、我が国で法人税が課されるとともに外国でも課税されるという二重課税の状態となる場合があります、このような場合において、我が国の法人税額から外国で課された租税を控除（外国税額控除）することとしています。

よって。外国税額控除の目的は、国際的な二重課税の排除ということが出来ます。

### ★ 外国税額控除のイメージ：外国支店の所得に係る税額を控除



# 外国税額控除の計算（外国税額控除の種類）

## 2 外国税額控除の種類

### (1) 直接外国税額控除

内国法人が直接納付する外国法人税を控除する制度です。例えば、内国法人の外国支店が現地で納付する法人税に相当する税や、内国法人が外国法人から受ける利子、配当、使用料等に対して現地で課される源泉所得税に相当する税等の額を法人税額から控除するものです。

### (2) みなし外国税額控除（タックス・スペアリング・クレジット）【参考】

主に途上国との間で締結した租税条約において認められている制度です。所得の源泉地国（利子、配当、使用料等が生じた国）となる途上国等が、租税条約の締結先である先進国等からの投資促進等のために、我が国を含む先進国等の企業に対して特別に外国法人税を減免する場合（例：源泉地国の法令では20%で課税するところ10%に軽減する場合）などに、我が国での外国税額控除を減免後の10%相当額しか認めないとすると、途上国等で減免された外国法人税10%（20% - 10%）相当額に対して我が国の法人税が課されることとなり、途上国で外国法人税が減免された効果を減殺してしまうため、租税条約において定められた税率（例：20%）により課税がなされたものとみなして、我が国の外国税額控除を適用するものです。

### (3) 外国子会社合算税制における外国税額控除【参考】

外国子会社合算税制の適用がある場合、外国関係会社（外国関係会社のうち特定外国関係会社等に該当するもの）の課税対象金額は、内国法人の所得金額の計算上、益金の額に算入されることとなるため、その所在地国等において外国法人税が課される場合には二重課税の状態となります。

そこで、外国関係会社の所得に対して課される外国法人税のうち、その外国関係会社の課税対象金額に対応するものとして計算した金額について、内国法人が納付する控除対象外国法人税の額とみなして外国税額控除の規定を適用することとなります。

# 外国税額控除の計算（別表の計算・確認手順）

## 3 法人税確定申告書における外国税額控除の確認手順

外国税額控除の適用を受けている法人税確定申告書について、外国税額控除の適否を検討する場合には、おおむね次のような手順で行うこととなります。

### 【申告書の計算・確認手順と関連別表】

#### ① 控除対象外国法人税の該当性・適用時期

⇒別表六(四)、別表六(四の二)、別表六(五)

#### ② 控除対象外国法人税額に係る申告調整

⇒別表四、別表六(二の二)、別表十七(三の五)

#### ③ 国外所得金額及び控除限度額の計算

⇒別表六(二)、別表六(二)付表一～四、別表八(二)、別表十七(三の五)

#### ④ 控除限度超過額と控除余裕額の繰越計算【参考】

⇒別表六(二)、別表六(三)、前期の別表六(三)

以下では、上記確認手順のうち①～③について説明をします。

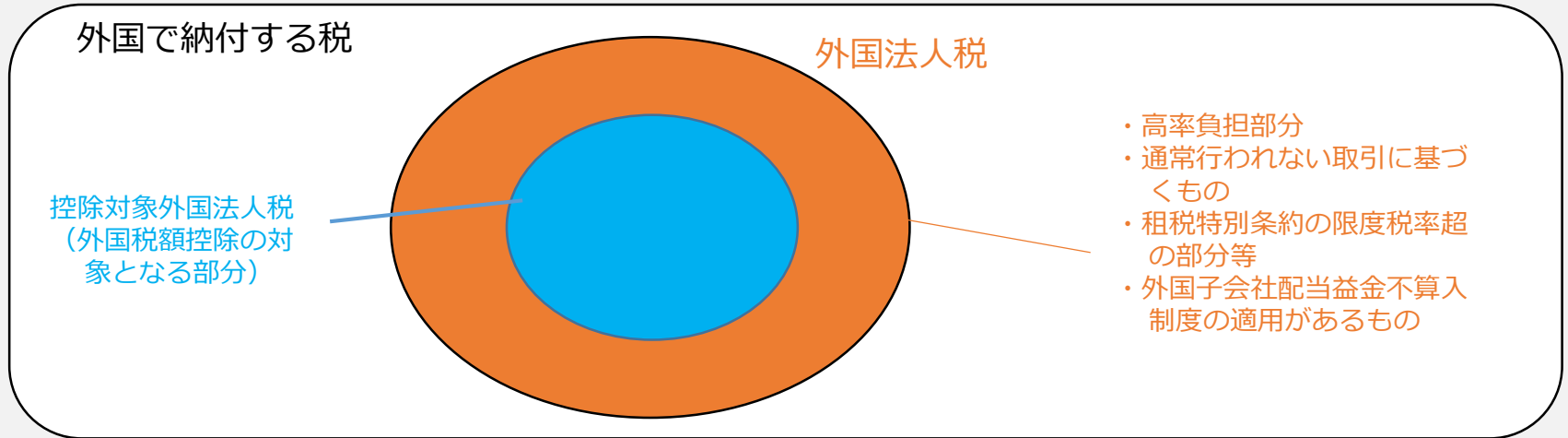
## 4 外国税額控除の対象となる外国法人税（確認手順①）

### (1) 外国法人税とは

外国税額控除制度の対象となる外国法人税は、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税とされています。したがって、関税や固定資産税、消費税などは、所得を課税標準とした税ではないため、外国税額控除の対象とすることはできません。

# 外国税額控除の計算（別表の確認手順①）

## 【外国法人税のイメージ図】



## (2) 外国法人税に含まれるもの

次の税は、外国法人税に該当する主なものであり、外国税額控除の対象となります。

- ① 法人の所得又はその特定の部分を課税標準として課される税の附加税  
(例：我が国における法人に対する市町村民税の法人税割)
- ② 法人の所得を課税標準として課される税と同一の税目に属する税で、法人の特定の所得につき、徴税上の便宜のため所得に代えて収入金額その他これに準ずるものを課税標準として課されるもの  
(例：利子、配当、使用料等の収入金額を課税標準として源泉徴収される所得税)

## (3) 外国法人税に含まれないもの

外国又はその地方公共団体により課される税であっても、納付や還付について納税者の裁量が認められているようなものや所得を課税標準としないものは、我が国の法人税に相当するものには該当しないため、外国法人税には含まれず、外国税額控除の対象とはなりません。



# 外国税額控除の計算（別表の確認手順②）

## (4) 控除対象外国法人税の額とは

外国法人税に該当する税のうち、外国税額控除の対象とはならないものとして別途規定されたもの（法人の所得を課税標準とする税であっても外国税額控除の対象とするにはなじまないもの）を除いたものが、控除対象外国法人税の額となり、外国税額控除の対象となります。

具体的には、35%超の税率で課された税（35%を超える部分の金額。金融機関等における利子等については別途、高率部分の規定あり。）や外国子会社配当益金不算入制度の対象となる剰余金の配当等の額を課税標準とする税などは外国税額控除の対象とはなりません。

また、租税条約において定められた限度税率（租税条約において、相手国の課税について一定の税率で計算した金額を超えないものとしている場合のその一定の税率をいいます。）を超える税率により外国法人税が課されたときは、その超える部分の金額については、控除対象外国法人税の額には該当せず、外国税額控除の対象とはなりません。限度税率を超える部分の金額については、外国法人税を納付することとなる日の属する事業年度の損金の額に算入し、後に還付を受けた場合には、還付されることとなった日の属する事業年度の益金の額に算入することとなります。

なお、外国子会社配当益金不算入制度については、平成27年度改正により、外国子会社の所得金額の計算上損金の額に算入される剰余金の配当等は、同制度の適用対象外とされたため、当該配当等に係る外国源泉税については、外国税額控除の対象となります。

## (5) 外国税額控除制度の適用時期（直接外国税額控除の場合）

直接外国税額控除は、外国法人税を納付することとなる日（納付確定日）の属する事業年度において適用があります（法法69①）。ただし、継続して納付することが確定した外国法人税の額を費用計上した日の属する事業年度において適用している場合には、これを認めることとされています。

# 外国税額控除の計算（別表の確認手順②）

なお、課税方式による納付確定日は次のとおりです。

課税方式	納付確定日
申告納税方式	① 納税申告書を提出した場合には法定申告期限 (提出日が法定申告期限後である場合には納税申告書の提出日) ② 更正又は決定の場合には更正又は決定の通知のあった日
賦課課税方式	賦課決定の通知のあった日
源泉徴収方式	源泉徴収の対象となった利子、配当、使用料などの支払日

## 5 控除対象外国法人税額の損金不算入（確認手順②）

内国法人が、控除対象外国法人税の額について外国税額控除の適用を受ける場合には、控除対象外国法人税の額は、損金の額に算入されません。他方で、外国税額控除の適用を受けない場合には、内国法人が納付する外国法人税の額は、損金の額に算入されることとなります。

なお、控除対象外国法人税の額の一部について外国税額控除の適用を受ける場合であっても、控除対象外国法人税の額の全額が損金の額に算入されないこととなります。

したがって、控除対象外国法人税の額の一部について外国税額控除の適用を受け、残りの控除対象外国法人税の額を損金の額に算入するという処理は認められません（ただし、前スライド4(4)の高率負担部分等については、控除対象外国法人税の額に該当しないため、損金の額に算入されます。）。

また、スライド13の2(3)「外国子会社合算税制における外国税額控除」において、内国法人が納付する控除対象外国法人税の額とみなされた金額（外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額のうちその外国関係会社の課税対象金額に対応するものとして計算した金額）は、内国法人の所得金額の計算上、益金の額に算入されることとなります。

# 外国税額控除の計算（別表の確認手順③）

## 6 外国税額控除の控除限度額の計算（確認手順③）

我が国の外国税額控除制度は、控除対象外国法人税の額の全額を無条件に控除する制度とはなっておらず、次の算式により計算した控除限度額の範囲内で税額控除を認めることとしています。

控除限度額の計算（⇔スライド21の別表6(2)の17欄）

$$\text{控除限度額} = \text{法人税額} \times \frac{\text{調整国外所得金額【別表6(2)16欄】※}}{\text{所得金額【別表6(2)9欄】}}$$

【別表1の2欄-3欄】

※ ただし、分母の金額の90%を上限とする。

調整国外所得金額の計算（⇔スライド21の別表6(2)の10～16欄）

$$\begin{aligned} \text{調整国外所得金額} &= \text{国外所得金額} - \text{非課税国外所得金額} \\ &= \text{国外事業所等帰属所得に係る所得金額} + \text{その他の国外源泉所得に係る所得金額} - (\text{非課税国外事業所等帰属所得に係る所得金額} + \text{その他の非課税国外源泉所得に係る所得金額}) \end{aligned}$$

# 外国税額控除の計算（別表の確認手順③）

## (1) 調整国外所得金額とは

調整国外所得金額とは、国外所得金額から、所得が生じた外国において外国法人税が課されない国外源泉所得（非課税国外源泉所得）に係る所得金額（非課税国外所得金額）を控除した金額を言います。非課税国外源泉所得については、我が国で課税をしたとしても二重課税とならないことから、これに係る所得金額を国外所得金額から控除します。

また、国外源泉所得が生じた外国の法令で外国法人税を課することとしている所得であっても、租税条約等の規定により、その所得に対して外国法人税が課されないこととされている場合には、その所得は非課税国外源泉所得に含まれることとなります。

## (2) 国外所得金額とは【参考】

国外所得金額とは、国外源泉所得に係る所得のみについて法人税を課するものとした場合に、課税標準となるべき所得金額に相当する金額をいいます。国外源泉所得は、国外事業所等帰属所得をはじめとして16種類が定められているところですが、国外所得金額の計算については、国外事業所等帰属所得とそれ以外のその他の国外源泉所得とに区分して計算を行うこととなります。

国外事業所等帰属所得とは、国外事業所等が内国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、その国外事業所等に帰せられるべき所得をいいますが、その計算に際して、内国法人の本店等と国外事業所等との間の内部取引から生ずる所得については、その国外事業所等が果たす機能、その国外事業所等において使用する資産等を勘案して独立企業間価格に基づいて計算を行うこととなります（内部取引への移転価格税制の適用）。

また、国外事業所等に係る自己資本の額がその国外事業所等に帰せられるべき資本の額に満たない場合には、その国外事業所等を通じて行う事業に係る負債の利子のうち、その国外事業所等に帰せられるべき資本の額に満たない金額に対応する部分の金額は、国外所得金額に加算することとなります（資本の配賦・支払利子控除制限）。

その他、国外所得金額の計算に当たっては、共通費用・共通利子の配賦計算、外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける配当等に係る調整、外国子会社合算税制の適用による外国関係会社の課税対象金額の調整などを行うこととなります。

# 別表六(四) 控除対象外国法人税額に関する明細書

## 別表六(二の二) 当期の控除対象外国法人税額に関する明細書

### 確認手順① (スライド15)

控除対象外国法人税額に関する明細書			事業年度	R6・1・1 R6・12・31	法人名	趣向商事㈱
国名	1	A国	中国			
所得の種類	2	使用料	使用料	1\$ = 100円 1RMB = 17円 としています。		
税種	3	源泉税	源泉税			
納付確定日(納付すべき日)又は納付日	4	令6・3・31	令6・3・31			
源泉・申告・賦課の区分	5	源・申・賦	源・申・賦	この事例では、A国に係る使用料については、国外事業所等帰属所得に係るもの、中国に係る使用料については、その他の国外源泉所得に係るものとしています。		
事業年度又は計算期間	6	・	・			
課税標準	7	\$ 100,000	RMB300,000			
税率(%)	8	15%	10%			
税額(7) × (8)	9	\$ 15,000	RMB30,000			
税額控除額	10					
納付すべき税額(9) - (10)	11	\$ 15,000	RMB30,000			
みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	12		日中租税条約23条③(C)			
課税標準	13		RMB300,000			
税率(%)	14		20%			
税額(13) × (14)	15		RMB60,000			
税額控除額	16					
納付すべき税額(15) - (16)	17		RMB60,000			
納付したとみなされる外国法人税額(17) - (11)	18		RMB30,000			
外国法人税額の合計(11) + (18)	19	\$ 15,000	RMB60,000			
控除対象外国法人税額((17)又は(13) × 30%)と(19)のうち少ない金額)	20	\$ 15,000	RMB60,000			
納付分(11)と(20)のうち少ない金額	21	( 1,500,000円) \$ 15,000	( 510,000円) RMB30,000			
みなし納付分(20) - (21)	22	( 円)	( 510,000円) RMB30,000			
増額又は減額前の事業年度の(21)の金額	23	( 円)	( 円)			
(21) ≥ (20)の場合(21) - (23)	24	( 円)	( 円)			
(21) < (20)の場合(23) - (21)	25	( 円)	( 円)			
増額又は減額前の事業年度の(22)の金額	26	( 円)	( 円)			
(22) ≥ (20)の場合(22) - (26)	27	( 円)	( 円)			
(22) < (20)の場合(26) - (22)	28	( 円)	( 円)			
納付した控除対象外国法人税額(21)又は(24)欄の合計)	29	2,010,000	円	減額された納付控除対象外国法人税額(25)欄の合計)	31	円
納付したとみなされる控除対象外国法人税額(22)又は(27)欄の合計)	30	510,000	円	減額されたみなし納付控除対象外国法人税額(28)欄の合計)	32	円

別表六(四) 令六・四・一以後終了事業年度分

### 確認手順② (スライド16~17)

当期の控除対象外国法人税額に関する明細書			事業年度	R6・1・1 R6・12・31	法人名	趣向商事㈱
当期に納付した外国法人税額	1	2,010,000				
前納付した外国法人税額	2					
みなし納付した外国法人税額	3	510,000				
控除対象外国法人税額	4					
計	5	2,520,000				
外国関係会社に係る控除対象外国法人税額(別表十七(三)の五)「37」)	6	300,000				
納付した控除対象外国法人税額計(1) + (2) + (6)	7	2,310,000				
納付したとみなされる控除対象外国法人税額計(3) + (4)	8	510,000				
計	9	2,820,000				
(19) - (9)						
当期の控除対象外国法人税額(9) - (19)						

別表六(二の二) 令六・四・一以後終了事業年度分

この事例では、A国に係る使用料については、国外事業所等帰属所得に係るもの、中国に係る使用料については、その他の国外源泉所得に係るものとしています。

- ・ 租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載しているか確認してください。
- ・ みなし外国税額があるときは、みなし外国税額を証明する書類が添付されているか確認してください。

この事例では、別表十七(三)の二(外国子会社合算税制)による課税対象金額が2,500,000円(\$25,000)あり、それに係る外国法人税が300,000円(\$3,000)あることを前提としています。

別表四30欄へ転記します。

この金額は別表四30欄で加算対象しないので注意が必要です。

次スライド別表六(二)の1欄に転記します。

# 別表四 所得の金額に計算に関する明細書

# 別表六(二) 内国法人の外国税額の控除に関する明細書

## 確認手順② (スライド16~17)

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)		事業年度	R6・1・1 R6・12・31	法人名	趣向商事㈱
区分	総額	処			
		留保	社外流出		
	①	②	③		
当期利益又は当期欠損の額	1	11,565,000	円	配当	円
加算	損金整理をした法人税及び地方自治体税(附帯税を除く。)	2		その他	円
	損金整理をした道府県民税及び市町村民税	3			
	損金整理をした納税充当金	4			
	損金整理をした附帯税(料子税を除く。)	5			
	加算金・返納金(返納分を除く。)	6			
	減価償却の償却超過額	7			
	役員給与の損金不算入額	6			
	交際費等の損金不算入額	8			
	通算勘入に係る加算額(別表四附表「5」)	9			
	課税対象金額	10	2,500,000		
外国源泉税の損金不算入	10	50,000			
小計	11	2,550,000			
減算	減価償却超過額の当期認識額	12		外資	
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13			
	受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「5」)	14		※	
	外国子会社から受ける配当等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	15	1,425,000	※	
	受贈益の益金不算入額	16		※	
	適格現物分配に係る益金不算入額	17		※	
	借入金等の市況前付額及び過剰に供する買付金額	18		※	
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる買付金額等	19		※	
	通算勘入に係る買付金額(別表四附表「10」)	20		※	
		21			
	小計	22	1,425,000		
仮計	23	12,690,000			
対象前支払利息等の損金不算入額(別表七(二)の「3」及び「4」)	24				
超過控除額の算入額(別表十七(二)の「10」)	25	△			
貸(23から25までの計)	26	12,690,000			
費用金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	27				
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6」の②)	29				
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二)の「7」)	30	2,310,000		その他	
分配戻戻金及び外国関係会社等に係る控除対象所得等毎当期の繰戻金等の課税利益又は課税損失額(別表六(五)の「5」及び「11」)	31			その他	
借(26) + (27) + (29) + (30) + (31)	34			外資	
中間申告における繰戻しによる控除に係る控除損失額等の益金算入額(別表七(三)「9」又は「21」)	37			※	
所得割併売又は課税財産の全部配当等による繰戻金等の課税利益又は課税損失額(別表七(三)「9」又は「21」)	38			※	
更生欠損又は更生更生等関係債権が行われる場合の更生等欠損金の損金算入額(別表七(三)「9」又は「21」)	40	△		※	
通算勘入損金の損金算入額又は通算勘入対象所得の益金算入額(別表七(三)「9」又は「21」)	41			※	
借(37) + (38) + (40) + (41)	43	15,000,000		外資	
欠損金等の額控除額(別表七(一)「4」の計) + (別表七(四)「10」)	44	△		※	
借(43) + (44)	45	15,000,000		外資	
課税財産の確定の日に属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△			
所得金額又は欠損金額	52	15,000,000		外資	

この事例では、別表十七(三)の(二)(外国子会社合算税制)による課税対象金額が2,500,000円(25,000)あり、それに係る外国法人税が300,000円(3,000)あることを前提としています。

別表六(二)の「7」欄の金額を加算します。別表六(二)の「8」欄(みなし納付分)の金額が加算されていないか注意が必要です。

別表一の17欄に転記します。

別表四(簡易様式) 令六・四・一以後終了事業年度分

## 確認手順③ (スライド18~19)

内国法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	R6・1・1 R6・12・31	法人名	趣向商事㈱
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の控除対象外国法人税額(別表六(二)の「1」)	1	2,820,000	円	区分	国外所得対応分 ①のうち非課税所得分
当期の法人税額(別表一「2」～「3」) - 別表六(五)の「5」の② - 別表十七(三)の「11」(マイナスの場合は0)	2	3,480,000	円	区	②
所得金額又は欠損金額(別表四「52」の①)	3	15,000,000	円	当期	24
繰越欠損金の当期控除額(別表七(一)「4」の計)	4		円	当期	25
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額(別表十(四)「29」)	5		円	当期	26
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額(別表十(四)「29」)	6		円	当期	27
組合等損失額の損金不算入額(別表九(二)「6」)	7		円	当期	28
組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「9」)	8		円	当期	29
計(3) + (4) + (5) - (6) - (7) + (8)(マイナスの場合は0)	9	15,000,000	円	当期	30
当期の控除対象外国法人税額(別表六(二)「1」)	10	△420,000	円	当期	31
その他の国外源泉所得に係る所得の金額(46の①)	11	7,920,000	円	当期	32
(10) + (11)(マイナスの場合は0)	12	7,500,000	円	当期	33
非課税国外所得の金額(46の②) + (別表六(二)「1」) (マイナスの場合は0)	13	0	円	当期	34
(12) - (13)(マイナスの場合は0)	14	7,500,000	円	当期	35
(9) × 90%	15	13,500,000	円	当期	36
調整国外所得金額((14) + (15)のうち少ない金額)	16	7,500,000	円	当期	37
法人税の控除限度額(2) × (16) / (9)(通算勘入の場合は別表六(二)「2」附表「35」)	17	1,740,000	円	当期	38
法第69条第1項により控除できる金額((1) + (17)のうち少ない金額)	18	1,740,000	円	当期	39
法第69条第2項により控除できる金額(別表六(三)「30」の②)	19		円	当期	40
法第69条第3項により控除できる金額(別表六(三)「34」の②)	20		円	当期	41
((18) + (19) + (20))又は当初申告税額控除額	21	1,740,000	円	当期	42
法第69条第18項により控除できる金額(別表六(二)「1」の計)	22		円	当期	43
当期に控除できる金額(21) + (22)	23	1,740,000	円	当期	44
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の控除対象外国法人税額(1)	47	2,820,000	円	当期	52
法人税の控除限度額(17)	48	1,740,000	円	当期	53
差引控除対象外国法人税額(47) - (48)	49	1,080,000	円	当期	54
課税標準法人税額(別表一「2」 - 「3」)	50	3,480,000	円	当期	55
地方税法人税額(50) × 10.3% - ((別表六(五)の「5」の②) + (別表十七(三)の「11」) - (60))とのうち多い金額(マイナスの場合は0)	51	358,440	円	当期	56

⇒スライド18下部の算式

⇒スライド18上部の算式 別表一の17欄に転記します。

別表一次葉の77欄に転記します。

別表六(二) 令六・四・一以後終了事業年度等分